

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち

本計画は、第7次刈谷市総合計画の柱の一つとして基本方針で掲げられた、「支えあいみんなが元気で安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で生活する全ての人が、地域の中で健康で文化的な社会生活を送ることができる地域社会の形成を目指すものです。

近年、核家族化や少子高齢化といった地域社会構造の変化により、今まで以上に地域の中の課題が複雑かつ多様化し、健全な地域社会を維持するために必要とされる環境も変わってきています。こうした状況を踏まえ、福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士が連携し、支え合う意識を育み、住民が住み慣れた地域で孤立することなく一個人として尊重され、安心してその人らしい生活が送れるよう配慮された、福祉のまちづくりが求められています。

そこで、本市では、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現を目指し、第1次刈谷市地域福祉計画からの理念を引き続き継承し、本計画における各施策を展開してまいります。



## 2 基本目標

本計画では、本市の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、人づくり、地域におけるしくみづくり、まちづくり、以上の3つを柱にした基本目標を掲げ、取組を推進します。

### (1) 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

教育分野と社会福祉分野が連携し、地域福祉への興味関心を高めることは、福祉意識の向上を図る上で、重要な要素の一つです。さらに、福祉に関する必要な情報を正しく得ることができるよう、分かりやすく情報を発信し周知啓発活動を進めることもまた、理解促進を促すことにつながり、新しい担い手発掘の一助になります。

そのため、幼少期から学齢期の子どもに対する学びの視点から、誰もが等しく受けることができる生涯学習の視点まで、幅広い福祉教育への取組を進めることで、一人ひとりを大切にす、違いや多様性を認めあいながらお互いの力を引き出して心のつながりをつくる、といった地域福祉の意識の醸成を図ります。

### (2) 支え合いのしくみづくり

誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現のためには、地域に住む人同士が存在を認め合い、住民同士で支え合うことが大切です。必要なときに適切な支援に結び付くことができるよう、常日頃から出てきた課題を地域全体で共有し、解決するしくみや基盤を地域で構築するなど、地域力の強化を図ります。

また、今後、超高齢社会を迎えるにあたって、団塊の世代を中心とした高齢者の行動力や経験に着目し、元気な高齢者が地域で生きがいをもって活躍できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

### (3) 安心・安全な福祉のまちづくり

福祉サービスの充実や相談支援体制の強化のほか、移動手段の充実、防災・防犯対策、施設や道路の整備など、生活環境の向上に注視した都市環境づくりを進めることは、誰もが快適に過ごせるまちを目指す上で非常に重要です。

そのため、市や市社会福祉協議会、各支援機関がそれぞれの果たす役割を理解し、福祉ニーズに適切に対応できる福祉サービスや相談拠点の充実を図るとともに、地域の中での防犯活動や災害に備えた活動などを支援することで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを行います。

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<b>参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち</b>	<b>1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり</b>	(1) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成 (2) 福祉教育の充実 (3) ボランティアの育成・支援 (4) 広報・啓発活動の充実
	<b>2 支え合いのしくみづくり</b>	(1) 地域福祉活動の支援 (2) 見守り活動の推進 (3) 集いの場の充実 (4) 連携と協働の推進
	<b>3 安心・安全な福祉のまちづくり</b>	(1) 相談体制の充実 (2) 公的な福祉サービスの充実 (3) 誰もが住みやすい都市環境づくりの推進 (4) 権利擁護の推進 (5) 地域の防災・防犯活動の推進

## 4 重点的に取り組むポイント

第2章「4 第4次計画策定にあたっての課題」を受け、本計画期間中は、次に示す3つのポイントに視点を置いて、特に力を入れて取り組みます。(第4章 施策の展開において**ポイント**と表示)

### (1) 情報伝達手段の強化

地域には、福祉に関心の低い人や、必要な情報が届かない、または届いても活かさないために孤立してしまう人、あるいは地域福祉活動に関心があっても参加する機会がない人がいるとみられます。また、地域福祉活動をする上では、支援を必要とする人の情報の把握、情報発信する場や機会、方法などに困ることがないように、情報発信の工夫が求められています。

そこで、広報・啓発や福祉教育を充実させるほか、福祉制度や福祉サービス、各団体の活動などが、より多くの市民に伝わるような情報伝達手段の創意工夫などにより、助け合い・支え合いの心の醸成や、早い段階から相談や支援につなげることができる環境づくりが大切です。

- ◆福祉に対する意識を高めるため、積極的に普及啓発や福祉教育を行います。
- ◆必要な情報が必要な人に行き届くよう、情報発信方法を工夫します。

### (2) 地域のつながりづくりの推進

住み慣れた地域の中で安心して暮らし、災害時でも住民同士が協力して避難や助け合いができるようになるためには、ご近所同士による声かけなどを通して顔の見える関係をつくるのが大切です。また、住民同士が交流する場の創出は、誰もが気軽に地域活動に参加する機会になるだけでなく、支えられる本人も支える側になり、「自分が地域でできること」を考え、日常生活に生きがいを見いだすきっかけにもなります。

そのため、普段から住民同士の交流ができるよう、地域での集いの場や活動の場をつくるなど、地域のつながりを深める活動が求められます。

- ◆地域福祉活動の活性化のため、住民主体の地域の課題解決に向けて行う活動を支援します。
- ◆顔の見える関係をつくるため、地域における集いの場、地域活動の場を創出します。
- ◆災害に備えるため、避難が困難な人の把握、助け合いの防災意識の向上を図ります。

### (3) 包括的な相談支援体制の構築

少子高齢化や人口減少、人間関係の希薄化などを背景に、社会的な孤立、8050問題、ダブルケア、子どもの貧困など、多様で複合的な生活問題が深刻化しており、現在の福祉サービスの制度では対応できない問題が増えています。

こうした多様化する問題に対応するため、人と人、人と資源がつながり、総合的に問題に取り組むことができる相談支援体制を充実させる必要があります。

- ◆複雑化・多様化した問題、制度の狭間にある問題に取り組むため、関係機関相互による連携を強化します。
- ◆地域にある問題や課題を誰もが相談できる環境の充実を図ります。